30026

〔別　紙〕
様式１

事　業　報　告　書
（自　令和４年７月１日　至　令和５年６月３０日）

１　医療法人の概要

(1) 名　　称　　医療法人　クラタ歯科

①　□ 財団　　■ 社団（□ 出資持分なし　■ 出資持分あり）

②　□ 社会医療法人　　□ 特定医療法人　　□ 出資額限度法人

■ その他

③　□ 基金制度採用　　■ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地　　山口県周南市代々木通一丁目８番地

注）複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日　　平成５年７月２３日

(4) 設立登記年月日　　平成５年８月　６日

２　事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第４２条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種　類	施設の名称	開　設　場　所	許可病床数
診療所	医療法人　クラタ歯科	山口県周南市代々木通一丁目８番地	なし

注）１．地方自治法第２４４条の２第３項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【　　】書で記載すること。

２．療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を［　　］書で記載すること。

３．介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第４２条各号に掲げる業務）

なし

注）地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【　　】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人が行うことができる業務）

なし

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和　４年　８　月２６日	令和３年度決算の決定	✓
令和　　年　　月　　日	定款の変更	✓
令和　　年　　月　　日	社員の入社及び除名	✓
令和　４年　８　月２６日	理事、監事の選任、辞任の承認	✓
令和　５年　６　月２５日	令和５年度の事業計画及び収支予算の決定	✓
〃	令和５年度の借入金額の最高限度額の決定	✓

様式２

法人名　医療法人　ｸﾗﾀ歯科　✓

所在地　山口県周南市代々木通り1丁目8番地

※医療法人整理番号

財　産　目　録 ✓

（令和5年６月３０日現在）✓

１．資　産　額	17,380 千円	✓
２．負　債　額	4,779 千円	✓
３．純　資　産　額	12,601 千円	✓

（内　訳）

（単位：千円）

区　分		金　額	
Ａ　流　動　資　産		5,446	✓
Ｂ　固　定　資　産		11,934	✓
Ｃ　資　産　合　計	（Ａ＋Ｂ）	17,380	✓
Ｄ　負　債　合　計		4,779	✓
Ｅ　純　資　産	（Ｃ－Ｄ）	12,601	✓

（注）財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土　　地　（□ 法人所有　■ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借））

建　　物　（□ 法人所有　■ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借））

以上は当法人の財産目録に相違ない

周南市代々木通1丁目8番地

医療法人 クラタ歯科

理事長 蔵田　聡

様式３－２

法人名　医療法人　ｸﾗﾀ歯科

所在地　山口県周南市代々木通り1丁目8番地

※医療法人整理番号

貸　借　対　照　表

（令和5年6月30日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
Ⅰ 流動資産	5,446	Ⅰ 流動負債	801
Ⅱ 固定資産	11,934	Ⅱ 固定負債	3,978
1 有形固定資産	1,856	（うち医療機関債）	0
2 無形固定資産	0	負債合計	4,779
3 その他の資産	10,078	純資産の部	
（うち保有医療機関債）	0	科目	金額
		Ⅰ 出資金	6,000
		Ⅱ 積立金	6,601
		Ⅲ 評価・換算差額等	0
		純資産合計	12,601
資産合計	17,380	負債・純資産合計	17,380

（注）経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式４－２

法人名　医療法人 ｸﾗﾀﾞ歯科 ✓

所在地　山口県周南市代々木通り1丁目8番地

※医療法人整理番号

損　益　計　算　書 ✓

（自　令和4年７月１日　至　令和5年６月３０日） ✓

（単位：千円）

科目	金額
Ⅰ 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	39,107 ✓
2 事業費用	37,638 ✓
本来業務事業利益	1,469 ✓
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	
事業利益	1,469 ✓
Ⅱ 事業外収益	965 ✓
Ⅲ 事業外費用	152 ✓
経常利益	2,282 ✓
Ⅳ 特別利益	25 ✓
Ⅴ 特別損失	67 ✓
税引前当期純利益	2,240 ✓
法人税等	150 ✓
当期純利益	2,090 ✓

（注）１．利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

２．表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式６

監 事 監 査 報 告 書

医療法人　クラタ歯科
理事長　藏田　聡　　殿

私は、医療法人クラタ歯科の令和４会計年度（令和４年７月１日から令和５年６月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注２）の監査を実施しました。

記

監査結果

(1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
(2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
(3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
(4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和５年８月12日
医療法人　クラタ歯科
監事　藏田　健治　印

（注１）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。
（注２）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。

この書類の写しは原本と相違ないことを証明する
周南市代々木通1丁目8番地
医療法人 クラタ歯科
理事長 藏田 聡